

## 新型コロナウイルス感染症に係る共済給付入院見舞金給付対象者の見直しについて（ご案内）

この度は、新型コロナウイルス感染症に罹患され、又は影響を受けられた会員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当財団では、新型コロナウイルス感染症に罹患し、施設や自宅において7日以上療養された方に入院見舞金を給付してまいりました。また、2022年9月26日以降は、重症化リスクの高い方を対象に入院見舞金を給付してまいりました。

この度、国においては、今般の新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症」という。)上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、2023年5月8日(月)から「5類感染症」に位置づけることに決定しました。このことを踏まえ、当財団におきましては、次のとおり新型コロナウイルス感染症に係る入院見舞金の対象者の見直しを行うことといたしました。

事業主・会員の皆様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る入院見舞金の新たな取扱いについて

2023年5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症に罹患して、連続して7日以上医療機関に入院された方のみが入院見舞金の対象者となります。

#### <新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲>

		医師による診断年月日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合 (7日以上)		○ (給付対象)	○ (給付対象)	○ (給付対象)
自宅・宿 泊療養 された 場合	重症化リスク の高い方	○ (給付対象)	○ (給付対象)	× <u>(給付対象外)</u>
	上記以外の方	○ (給付対象)	× <u>(給付対象外)</u>	× <u>(給付対象外)</u>

#### <添付書類>

入院日数が証明できる書類（領収書、入院証明書など）

### 2 取扱いを開始した経緯と見直しの理由について

当財団では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、入院が必要であるにもかかわらず、医療機関の事情により、宿泊療養・自宅療養する会員に対して、申請時に「宿泊・自宅療養証明書」等を添付することにより、療養期間に応じた入院見舞金を給付してまいりました。また、昨年9月26日以降は、発生届の対象とならない方の入院の必要性や国の措置等を勘案し、新型コロナウイルス感染症罹患を理由とする入院見舞金の対象者及び添付書類を見直したところです。

この度の国における新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症については、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」

等の対象から外されることとなります。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染された方の入院見舞金の対象を、連続して7日以上医療機関に入院された方のみに見直すこととしました。

### 3 現在の入院見舞金の取扱いについて（2023年5月7日までの取扱い）

2022年9月25日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクの高い方に限らず、入院見舞金の対象となります。また、2022年9月26日（月）から2023年5月7日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方は、重症化リスクの高いのみが対象となります。申請していない方におかれましては、申請もれないようご注意ください。

#### <重症化リスクの高い方>

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

入院見舞金の基本的事項は、次のとおりです。

- ・連続して7日以上入院
- ・同一年度で入院見舞金の給付額の上限は30,000円
- ・事由発生日は退院日
- ・入院中に退会届が提出された場合は、退会日を退院日とします
- ・請求期間は退院した日から1年以内

また、請求には、入院日数が証明できる書類（領収書や入院証明書等）の添付が必要です。

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患して入院見舞金を請求する場合の添付書類は、次のとおりです。

- ・医師の診断書で療養期間の記載があるもの
- ・市区町村・保健所が発行する「宿泊・自宅療養証明書」、「就業制限通知書」、「就業制限解除通知書」
- ・My HER-SYSの療養証明書
- ・療養証明書（自主療養専用）※「自主療養届」は添付書類としてご利用いただけません。

### 4 その他

- ・その他の傷病に係る入院見舞金についての取扱いに変更はありません。
- ・今後の国の方針変更や社会情勢の変化等より、さらに取扱いを変更する場合があります。その際には、改めてホームページでご案内します。

#### 【本件に関する問合せ先】

あじさいメイツ

電話 042-775-5505

Mail mail@ajisaimeitsu.or.jp